



調 書 (決定)

事件の表示	平成23年(才)第2188号 平成23年(受)第2508号
決定日	平成24年2月16日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	金 築 誠 志 宮 川 亮 治 櫻 井 隆 子 横 田 尤 平 白 木 眞 典
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成22年(本)第3642号、同23年(本)第453号(平成23年9月27日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年2月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 矢野 均

